

平成28年6月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成28年6月24日(金)

[委員会の概要]

来代委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①②③)

【報告事項】

- 保育所等入所待機児童数(速報値)について(資料④)
- 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の開設について(資料⑤)

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております説明資料(その2)によりまして、6月定例会県議会に、追加提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料(その2)の1ページをお開きください。その他の議案といたしまして、2点提出を予定しております。

1点目は、(1)徳島県男女共同参画基本計画(第3次)の策定についてでございますが、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものです。計画の概要については、後ほど、別冊で御説明しますが、この計画は、女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に策定し、今後3年間の新たな指針となるものです。

次に、2点目は、(2)徳島県男女共同参画基本計画(第2次)の廃止についてでございますが、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第2項の規定により、議決をお願いするものです。廃止の趣旨といたしましては、1点目に御説明いたしました徳島県男女共同参画基本計画(第3次)を女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に策定することに伴い、廃止をお願いするものです。本日は新たな指針となる「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン～徳島県男女共同参画基本計画(第3次)～」を別冊として添付しておりますが、基本計画の概要を御説明する前に、先月30日に開催されました全議員勉強会において、議員の皆様から頂きました御意見、御提言を踏まえた上で、計画案の修正を行いましたので、その内容を御説明させていただきます。

A 4横長1枚の資料を御覧ください。この表は左から、計画案の該当ページ、提言内容、勉強会での提言を踏まえ加筆修正を行った点を修正前、修正後として整理しております。一番右の列の修正後の欄を御覧ください。

まず、1ページ上段の主要課題1 キャリアアップの支援では、トップの意識改革と女性自身の意識啓発について県を挙げて推進する旨を記載するとともに、下段の主要課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進では、男性を中心とする長時間労働が評価される企業風土を改善する旨を記載し、働く女性を後押しするために、県の変えたいという意味を明確にいたしました。

次に2ページの上段、主要課題1(6)の女性の活躍状況の「見える化」の推進では、女性の活躍等に積極的な企業の取組を引き出すために、企業等に対する更なるインセンティブとなる仕組み作りについての方向性を盛り込んでおります。

次に中段の主要課題2(3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実では、育児と介護を負担する「ダブルケア」について、実態を踏まえた対策を検討する旨を盛り込んでおります。

最後に下段の主要課題3(2)男女共同参画を推進するグローバル人材の養成では、次世代を担う若い世代の人材育成に力を注ぐ旨を明記し若い世代の視点を加えました。以上が、御提言に対する反映状況でございますが、この修正以外におきましても、議員の皆様から頂きました御意見、御提言の趣旨を踏まえ、各施策を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。別冊の2ページをお開きください。

1の計画策定の趣旨につきましては、女性活躍推進法が成立、全面施行される中、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大しており、女性が輝く徳島づくりに向けた取組の加速が不可欠でありますことから、推進計画と次期基本計画を一体として策定することとしております。

3ページをお開きください。2の計画の性格につきましては、男女共同参画社会基本法等に基づく基本計画であるとともに、基本方針Iのうち主要課題1及び2につきましては、女性活躍推進法に基づき策定する都道府県推進計画として位置付け、施策を実施してまいります。

3の計画期間につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間としております。

4の計画の体系につきましては、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえ、三つの基本方針と九つの主要課題を掲げております。

5の進行管理につきましては、毎年度推進状況を公表し、施策の実施状況について、効果を検証し、しっかりとPDCAを実行してまいりたいと考えております。

4ページから7ページには、「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」を基本目標とした目指すべき将来像や策定の視点、及び計画の体系を記載しております。

次に8ページをお開きください。基本方針、主要課題とその推進方策でございます。

8ページから10ページには、女性活躍推進法に基づく推進計画となる主要課題1及び2を最重点課題として冒頭に位置付け、キャリアアップの支援、多様な働き方・働く場などの職業生活における女性の活躍を推進するため、取り組むべき施策を掲げております。

11ページ以降は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、男女共同参画立県とくしまの実現に向け、取り組むべき推進政策を掲げております。以上が基本計画の概要となります。なお、この基本計画につきましては、来る6月30日の本会議最終日におきまして、議案として追加提案させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。提出予定案件の説明は以上です。

続きまして、この際、2点、報告事項がございます。

お手元に配付しております、資料1を御覧ください。

まず、はじめに保育所等入所待機児童数(速報値)についてでございます。本年4月1日現在の県における待機児童数は、昨年と比べて3名増の60名となっております。市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。県におきましては、引き続き、保育所等の整備による受皿の拡大を図りますとともに、保育士確保の取組を強化し、平成29年度末の待機児童解消に向け取り組んでまいります。

次に、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の開設についてでございます。資料2を御覧ください。先の事前委員会において、性暴力被害者支援センターの来る7月1日の開設について御報告させていただいたところですが、この度、愛称と専用電話の番号が決まりましたので、御報告申し上げます。この度開設いたします性暴力被害者支援センターの愛称を「よりそいの樹とくしま」とし、3連絡先に記載のとおり専用電話番号で、被害者からの相談をお受けいたします。電話番号は、被害者が置かれた状況や心情を鑑みまして、通常の番号の他に、3センター共通の覚えやすい番号を設けました。この共通相談ダイヤルに掛けていただくと、最寄りの相談窓口につながります。また、相談の受付は、時間外、及び休日を委託先コールセンターで対応することにより、24時間365日行うことといたしました。今後は、誰にも相談できないまま苦しんでいる被害者に、大きな樹のように寄り添っていききたいとのメッセージを込めた愛称のとおり、関係機関との連携の下、本人の希望とニーズに応じた支援を提供してまいります。報告事項につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

では、早速、今、御説明いただきました「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン」の男女共同参画基本計画について、お伺いします。

この概要の中で、政策提言に基づいて修正をされたということで、「男性を中心とする長時間労働が評価される企業風土を改善するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります」とあります。

これ、非常に大事な視点だと思うんですけども、啓発だけでは不十分ではないかということで、労働法制に絡んで、やっぱりこういう長時間労働を是正していくという実効性

のある行動計画が求められると思うんですけれども、この点でどのように具体的に改善を図ろうと考えているのか。

それと、全議員の学習会の時も申し上げたと思うんですけれども、いろんな産業において、女性が活躍していくために、今、例えば、商売をしている方ですと、税法上で、御主人がお店をやっている、奥さんが一緒に働いているけれども奥さんの労働については労働力とみなされないといった不都合な部分がまだ多々残されていると思います。こういう点についても、ぜひ、是正をしていくという働き掛けが必要ではないかと思うんですけれども、この点について、どうお考えでしょうか。

まず、この二つ、お伺いしたいと思います。

#### 桑村労働雇用戦略課副課長

ただいま上村委員から、男性を中心とする長時間労働は女性登用の障壁になるという部分から、ワーク・ライフ・バランスの面からも非常に問題があるという御指摘だったと思います。

具体的にどういう事業をしているかということですが、昨年度、働く女性応援シンポジウムを11月に開催いたしました。その中で、県内で働く女性の応援に積極的に取り組まれている企業の事例紹介でありました。管理職等の方を対象とした働き方の見直しのワークショップを実施しております。今年度も11月に、女性の潜在力ブラッシュアップ事業の中で、男性・企業を対象とした意識啓発のためのシンポジウムの開催、経営トップや男性職員の意識改革等、女性活躍の機運醸成を図ってまいります。

男性も女性も全ての人が生き生きと働くことができる環境整備を進めてまいりたいと考えております。

#### 露口男女参画・人権課長

上村委員から2点御質問を頂いております。

後段の、委員からの御質問は、御商売をされている方の税法上の問題というようなことだったかと思っております。

個々の税制について、詳細は担当部局でもございませんので承知はしておりませんが、女性活躍をめぐる税制につきましては、国のほうで、この5月に決定いたしました女性活躍加速のための重点方針2016におきましても、税制の見直しという項目がございます。その中では、平成27年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理の中で、個人所得課税における諸控除の在り方を見直しなど、働きたい女性が働きやすい中立的な税制の検討ということが議論されておるといところでございます。

昨年度の税制改正大綱の議論の中でも配偶者控除の見直しを中心とした、様々な議論がなされたと記憶をしております。最終成案には至らなかったと思いますけれども、恐らく政府の重点方針も示されましたので、今年度の税制の検討の中でも、また改めて、いろんな立場の女性が働きやすい税制の在り方ということが再度議論をなされるのではないかと考えておりますので、その辺を十分注視してまいりたいと思っております。

上村委員

後の税制の改正については、国も今後検討課題とされているようですので、しっかり意見を上げていきたいと思えます。

さっきの長時間労働の是正ですけれども、今、安倍内閣も長時間労働是正を言っていますけれども、その一方で、ホワイトカラーエグゼンプションのような、長時間労働を結局労働法制としても取り締まらなくていいような方向に持っていく、逆行するような動きもあります。女性が本当に活躍するためには、男性と同等に働かないと評価されないといった企業風土もまだまだありますので、やっぱり男性も女性も家庭でしっかり役割が果たせるような働き方ができる企業風土をつくっていくためにも、長時間労働をきちっと法律で規制するというか、そういう方向が必要だと思えますけれども、その点について、もう少し私たちが声は上げていかなくてはいけないと思っているところです。

これは国の法律に関わる問題なので、県としてはなかなか答えにくいと思えますけれども、ぜひ一緒に、国に対してやっぱり長時間労働を是正する方向でしっかり働き掛けていくように頑張っていたきたいと思えます。

この点については、私の意見として申し上げます。

次に、少子化対策について、お伺いしたいと思えます。

2015年度の第2期徳島はぐくみプランが5年間策定されていますけれども、この中で、本会議の代表質問で、樫本議員が「出生率1.8実現に向けて、工夫を凝らした支援が必要と思うが、どう取り組むか」と質問されていました。知事はとくしまマリッジサポートセンターをトモニプラザに設置して、専任担当者も配置して、趣味婚とか出会いイベントなど、本県ならではの支援をしていく」と回答されましたけれども、事前委員会でもこの計画についてはお伺いしましたけれども、果たしてそれで本当に出生率1.8が達成できるのでしょうか。この点について、どうお考えですか。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま上村委員から、希望出生率1.8に向けて結婚支援に取り組むということで、果たして達成ができるのかという御質問を頂きました。

私どもは、現在、はぐくみプランに基づきまして、全庁挙げて結婚から子育てまでの切れ目ない支援について取り組んでいるところでございます。これまでは子育て支援についての取組を重点的に進めてまいりましたけれども、やはり、少子化対策の一番スタートの部分である結婚支援に重点的に取り組む必要があるのではないかとということで、今年度結婚支援強化元年として、結婚支援についてこれまでにない思い切った支援に取り組もうと考えておるところでございます。

結婚につきましては、はぐくみプラン策定の際に意識調査をしたところ、9割の独身の方が結婚したいと思っらっしゃるということで、やはり結婚支援に重点的に取り組むことで恐らくは少子化対策の1.8を目指しての効果的な支援になるのではないかと考えておるところでございます。

上村委員

所管がちょっと違うのかも分かりませんが、事前委員会でも紹介したんですけど、内閣府が平成23年に発表しました少子化社会に関する国際意識調査報告というのがありま

す。

前もここで述べましたけれども、この中で、意識の問題と現実の問題というのが綿密に報告されていたと思うんですけども、5月27日の読売新聞でも、この問題、取り上げています。「雇用不安定で低所得、出産年齢上昇」という記事が載っていたんですけども、ここで出生率改善二つの壁として、厳しい雇用環境や二人目を難しくしがちな長時間労働ということが挙がっています。特に、20歳から30歳代の男性の既婚率が年収300万円を境に開いているという報告もされています。結婚への意欲はあるんですけども、なかなか結婚するだけの生活を整える財力がないというか、そういう状況が、結局は結婚を阻み、出産を阻んでいるのではないかと思います。

国立社会保障人口問題研究所元所長で人口学者の阿藤誠さんという方は、出生率の低迷について、晩婚化、晩産化という先進国共通の意識要因に加えて、ここ20年間雇用の不安定化が若者を直撃し、低所得の人が増え、結婚、出産しにくい状況を招いたと指摘しています。この点については、どうでしょうか。

川村次世代育成・青少年課長

まず、ただいま上村委員の質問の中でありました内閣府の調査について、簡単に御説明をいたします。

この調査は2010年に実施いたしておりまして、日本、韓国、アメリカなど5か国の間で少子化社会に対する国民意識を比較分析したものでございます。調査の対象は20歳から49歳までの男女で、各国とも1,000サンプルを回収ということで調査をしております。

この項目につきましては、結婚、出産、育児などございまして、委員御指摘の結果につきましては、社会的支援というところの部分で、結婚を希望する人に対する施策として、何が重要かというものを聞いたものでございます。日本におきましては、雇用対策をもって安定した雇用機会を提供することが重要と回答した方が約50.5パーセントで1位という結果でございました。

少子化対策につきましては、委員御指摘のとおり、もちろん雇用対策、非常に重要であると考えておりますが、加えまして、長時間労働の是正など、男性の働き方の見直しであるとか、子育て支援、子育て家庭に対する経済的負担の軽減など、さまざまな施策が重要であると考えております。委員御指摘のように、少子化対策に対する調査もいろいろ参考にしながら、全庁挙げて総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

上村委員

おっしゃるとおりだと思うんです。

結局、出生率を上げるためには、若い人が安定した雇用、私たちは正規雇用と言っていますけれども、とにかく生活できる賃金と安定して働きがいのある、先の見通しが持てる働き方をしたいと。それとやっぱり長時間労働是正、これはもう出会いとデートできる時間の確保からいっても、非常に大事だと思うんですけども、ここが欠かせないと思うんです。この点で、県の取組というのは、今、どうなっているのでしょうか。

ちょっと管轄が違うんですかね。

川村次世代育成・青少年課長

長時間労働についての取組ということでしょうか。

上村委員

いや、長時間労働と併せて、やっぱり雇用の正規化ですよ。低賃金の問題が非正規では取り沙汰されているので、これ、是正するにはやっぱり正規化が避けられないと思うんです。徳島県はなかなか非正規を正規にというところで目標を掲げていないので、これは商工労働観光部でもずっと問題にはしてきているんですけども、やっぱり少子化対策という、根本的にそういうところをやらないと、本当に徳島の出生率を底上げしていくということにならないと思うんです。この点で、関係部局の方たちにぜひ伺いたいと思うんですけど。

桑村労働雇用戦略課副課長

安定した雇用の観点からすれば、パートや派遣といった形態ではなく正規雇用が望ましい姿であることは認識しておりますが、自分の都合のよい時間に働きたいという理由で非正規雇用を選択する方もおられるなど、子育てや介護など、家庭環境の変化により、柔軟な時間で働くことを希望する方も増えております。

このため、不本意非正規労働者、すなわち望まない形での非正規労働者を減らすための取組を着実に進めつつ、正規、非正規といった雇用形態に関わらず、働きたい人が自らの力を最大限発揮できるよう、雇用の場の確保に向けた取組を進めることが大変重要であると考えており、今後とも、正規、非正規に関わらず、働きたい人が自らの力を最大限発揮できるよう、安定した雇用の場の確保と拡大を進めてまいりたいと考えております。

上村委員

結局は今までの答弁と同じですけどね。正規、非正規に関わらず、働きがいがある、非正規を希望する方もおいでるということをおっしゃっていただいておりますけれども、結局、年収300万あるかないか、ここがやっぱり結婚するかしないかという分かれ目になっているというデータがあるんですよ。やっぱり非正規の方は、正規の方に比べると圧倒的に賃金が安い。同一労働、同一賃金と日本は言っておりますけれども、なかなかそうっていない現状があります。女性の方で、やっぱり子育てを優先したいということで非正規を選ぶという方も多いと言われておりますけれども、じゃ、それで賃金が安くていいかと言ったら、そういうことじゃないんですよ。そういう働き方でしか子育てする時間につくれないから、やむを得ず非正規を選んでいるという状況だと思うので、これはやっぱりちょっと捉え方がもともと違う感じがします。

それと、長時間の是正の問題については、いかがでしょうか。

桑村労働雇用戦略課副課長

先ほども申し上げましたが、男性を中心とする長時間労働は、女性登用の障壁になるということもあります。健康で豊かな家庭生活を営む上での大きな阻害原因となっております。このため、労働局をはじめ、労働団体や経済団体等と連携し、長時間労働の抑制、

年次有給休暇の取得促進に向けた啓発や機運醸成を積極的に図ってまいりたいと考えております。

上村委員

労働局との連携という話が出ましたけれども、具体的にどんなふうに進めていくんでしょうか。

桑村労働雇用戦略課副課長

本年3月に労働局と雇用対策協定というものを締結しておりまして、その中でお互いの雇用対策を効果的、一体的に進めることとしております。

具体的には、長時間労働の是正につきましても、連携して、セミナーの開催であるとか、企業側の機運の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

上村委員

この問題については、他のところでもずっと取り上げていますので、やっぱり非正規を正規化して長時間労働を是正していくことが出生率を上げることに繋がっていくと、私もそう思っていますので、ぜひこの点で、県の担当の方にも御尽力いただきたいと意見を申し上げて終わらせていただきます。

次に、待機児童の問題についてお伺いします。

今日も速報値について報告が出ていたしましたがけれども、新聞報道によると、厚生労働省の定義に基づく数字として挙げられているので、美馬市が9名、藍住町が25名とあって、速報値と21名ずれがあるんですけれども、これはどうなんでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

5月に新聞報道で公表されました待機児童数との差についての御質問でございますけれども、そちらの数字につきましては、地元紙さんで独自アンケートという形で取られたものでございます。一方私どもは厚生労働省の調査に基づき、改めて調査をしながら市町村との詳細なヒアリングをしまして出した数字でございます。

上村委員

ということは、美馬市は0ということですね。それと藍住町も25名と新聞報道でありますけど、これは藍住町と確認して12名だということによろしいんですね。

東條子ども・子育て支援室長

はい、今、おっしゃられるとおりでございます。

上村委員

はい、分かりました。

ちょっとこの辺についてはよく分からないんですけれども、10月1日には更に、これ、増えるんですね。というのは0歳から2歳児の育休明けとか途中入所の対策ということ

で、最近でも2015年4月1日時点で57人だったのが10月1日は210人と一気に増えるわけなんですけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

厚生労働省におきましては、毎年2回ほど待機児童数を公表しているところでございます。一つが4月1日時点、次に10月1日時点ということでございます。10月1日時点の数につきましては、自治体ごとに保育園等の入所手続等が異なるために参考値として集計しているという現状ではございます。

例年、こちらの10月1日時点が増えるという点につきましては、4月以降も年度途中に育児休業明け等によりまして保育の申し込み等が行われますので、保育の受皿拡大のその多くが4月に向けて行われるという現状の中で、年度途中におきましては、申し込みに対して入園できない数が増加する傾向となっておりますところでございます。

上村委員

いずれにしても、徳島でもこれだけ待機児童がいるということで、本当に早急な対策が必要と思うんですけれども、今後、待機児童解消に向けてどんなふうに取り組んでいかれるのでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

待機児童の解消に向けましては、保育園や認定こども園の整備促進による子供子育て支援の受皿の拡大と保育士の就業相談や保育フェアの開催など、保育現場への就職促進のための取組による保育士の確保、こちらの2点について取り組んでいるところでございます。

上村委員

具体的に、保育所を、今後、増設していく方向と考えてよろしいのでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

保育の実施主体につきましては、あくまでも市町村が実施主体ということでございますので、市町村と緊密に連携しながら受皿の拡大ですとかに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

上村委員

ぜひ、認可保育所を増設していく方向で県としても支援をしていただきたいと思います。

それでは、時間が余りないので、次、議案第10号の就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正が、今回、提案されています。

認定こども園という言葉が出てくるんですけれども、この認定こども園、また、この条文の中では幼保連携型の認定こども園は除外するように書いてあるんですけれども、この意味を教えてください。

東條子ども・子育て支援室長

この度提案させていただいております就学前の子供に関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の改正内容についての御質問でございます。

まずは，少し，改正の背景から御説明させていただきますと，保育の担い手の確保が喫緊の課題になっておりますことから，朝夕の保育士の配置の要件の弾力化等のために，保育所や認定こども園に係る施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正され，こちらは平成28年4月1日から施行されております。本県におきましては，児童福祉法施行条例により，保育所の基準を，就学前の子供に関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例，今回の分でございますが，こちらの条例によりまして，認定こども園の基準を規定しているところでございます。

こちらの条例で具体的に基準を規定しております幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る基準について，このたび改正後の省令の基準を反映するよう条例の一部改正を行うものでございます。

なお，保育所及び幼保連携型認定こども園につきましては，条例におきまして省令に定める基準による旨が定められておりまして，改正は不要となっているところでございます。

上村委員

改正が求められていないということで，認定こども園に限っているということですか。

東條子ども・子育て支援室長

保育所及び幼保連携型認定こども園は，省令の改正をもちまして，自動的にその基準が適用されているということでございますので，幼保連携型認定こども園以外につきまして，このたび県の条例の施行条例を改正するものでございます。

上村委員

ということは，幼保連携型の認定こども園も，今までと同じ保育所も，全部こういった基準にそろえられると考えてよろしいですか。

東條子ども・子育て支援室長

はい，そろえられるということでございます。

上村委員

私，これ，大変問題があると思うんです。

国会のほうでもいろいろ議論がありましたけれども，今回のこの条例改正というのは，国の基準に基づいて認定こども園の職員の配置基準，資格要件を緩和するというものです。

国は，保育士がとにかく足りないということで，とりあえず朝夕など子供が少ない時間帯とか加配人員については，保育士などの資格がなくても配置できるようにするとしたわけですね。しかし，最低基準というのは，文字どおり最低限守らなくてはいけない基準で，簡単に引き下げていいものではないと思うんです。特に，朝夕というのは，登園やお迎えに対応する時間帯で，子供さんの健康状態について保護者と保育士が意思疎通を図るなど，子供の数は少なくても，本当に家庭と園をつなぐ大事な時間帯だと思うんです。

保育所で常時二人以上の保育士の配置を求められているのは、子供さんに事故があったり、保護者への対応などに一人がかかっている間に、もう一人の保育士によって保育の質を確保するために従来されてきました。加配人員についても、同じような問題で、資格を持った者を配置すべきだと思います。

保育士の配置が3分の1でいいような認可外の施設というのは、事故の発生とか、本当に多いと指摘もされています。子供さんの命がかかった問題なので、保育士の専門性を否定して、保育の質を犠牲にするような規制緩和は絶対に徳島でもやめていただきたいと思うんです。

ところで、この要件ですけれども、知事が認めた者と書かれてありますけれども、この資格の中で、保育士の資格を持っていなくても、いろんな教員の免許だとかそういう要件を書いてそれと同等と認められる者について配置することを認めると。この知事が認めるということについて、どのように知事は判断するのでしょうか。何をもって判断するのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### 東條子ども・子育て支援室長

この度の保育資格を有しない一定の者の活用についてでございますけれども、こちらについては、誰でもよいということではございませんで、子育て支援員研修を修了した者ですとか、家庭的保育者、保育士資格を有しないけれども各施設において十分な業務経験を有する者ということで、保育を行う上での一定の知識を有する者ということになっているところでございます。

#### 上村委員

「幼稚園の教諭の普通免許状もしくは幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者、又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」と書かれてあるので、今の説明になるのかと思うんですけれども、これ、非常に曖昧だと思うんです。しかも、保育士というのは、いろいろ専門的な勉強をしているわけです。社会福祉とか児童家庭福祉とか、保育の心理学、子供の保護、子供の食と栄養、保育原理、教育原理、社会的擁護とか、保育実習を経て、資格を国家資格として持つわけなので、やっぱり今の保育所、認定こども園、幼保連携型の認定こども園、全てのところでこういった要件を国に準じて緩和しようというのは、保育の質の低下につながりかねない大変な問題だと思います。私は、これは駄目だと思っているわけです。

徳島市でも、この認定こども園というのを増やしていくという動きが見られますけれども、そもそもこの認定こども園というのは、保育所の待機児童対策として全国的に定員が余っているような幼稚園を保育所と一体化して、とにかく待機児童を解消しようということから始まっていると思うので、この幼保一元化というのはさまざまな批判が出されて、県下でもあまり進んでいないように思うんです。やっぱり親御さんは、従来の保育所に預けたいという希望を持っている方が多いと聞いています。

今、県内の認定こども園の状況はどうなっているのでしょうか。県内にどのくらいあって、今、どういう方向で進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

東條子ども・子育て支援室長

本年4月現在の認定こども園の状況でございますけれども、幼保連携型認定こども園は23園という状況になっておりまして、保育所型認定こども園は16園、ちなみに保育所につきましては172園という状況でございます。

上村委員

172のうちの39ですか。172プラス39ですかね。プラスですか。分かりました。

まだ圧倒的に従来の保育所が多いということですよ。やっぱり親御さんが望んでいる保育所というのを是非崩さないでほしいと私は思っています。これは意見として申し上げて、あとはやっぱり、この要件緩和というのは、当分の間と付いてはいますけれども、これ、実質的には未来永劫に多分こういう方向で行くと思いますので、これは反対せざるを得ないと思っています。

あと、徳島の青少年に関する意識調査について、お伺いしたいと思います。

代表質問で、重清議員が「青少年の健全育成について2015フォーラムが今年度で終了するけれども、次の計画はあるのか」と質問されて、知事が「今、新たな計画策定のために県内3,000人を対象に意識調査を実施している」と言われていましたけれども、この調査について、概要を教えてください。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま、上村委員から青少年プラン策定のための意識調査について御質問を頂きました。

現在、県におきましては、とくしま青少年プラン2012に基づきまして、青少年施策を進めておるところでございますが、先ほどのお話にもありましたように、現プランが今年度までの計画期間となっているところから、現在、次期プランを策定する方向でございます。

プランの策定に当たりましては、今の青少年を取り巻く社会環境の変化でありますとか、青少年の現状、それから課題を踏まえたプランとするために、現在、県内在住の中学生、高校生、大学生、12歳から22歳までの青少年3,000人と、合わせまして企業、団体、補導センターなど、青少年の支援団体等の成人2,000人を合わせました計5,000人の意識調査を行っているものでございます。

上村委員

これ、いつぐらいに取りまとめられて、提案されるんでしょうか。

川村次世代育成・青少年課長

この意識調査は、現在、アンケートを実施中でございます。結果の取りまとめと公表につきましては、今年の9月頃を予定しております。

上村委員

ということは、提案が9月議会に出されるんでしょうか。9月議会でするんでしょうね。分かりました。

では、また是非9月議会のときに質問させていただこうと思います。

実は、高齢者の医療、介護問題でやりたかったんですけれども、医療制度改革の一環として、75歳以上の後期高齢者医療の保険料の特例軽減というのが2017年度から順次廃止されます。これ、非常に大きな影響があると思うんです。徳島県は特に低所得の方も全国に比べて多いんですけれども、軽減対象はどのくらいいるのかということと、特例軽減廃止でどんな影響が出るのかということをお伺いしたいと思います。

麻植塚国保制度改革対策室長

今、後期高齢者医療の保険料の特例軽減の対象者の数とその対応策ということについて質問があったわけなんですけれども、現在、後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。それで具体的にどういった方が対象になるのかということまでは、こちらのほうでは具体的な数字は持っておりませんので、御容赦いただきたいと思います。

それから、特例軽減の制度については、平成29年度から見直しを行うということで、今、国において検討が行われると聞いております。具体的な検討の中身については、まだ承知はしていませんが、国の動向を把握できるように、アンテナを高くいたしまして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

上村委員

広域連合が主体ということをつかんでいないということなんですけれども、これは今後、高齢者の医療について大変大きな問題になってくると思いますので、ぜひこの次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会でもこの問題について議論できるように、しっかり調べていただきたいと思うんですけれども、またよろしくお願いします。

意見を述べまして、以上で終わらせていただきます。

喜多委員

改めて言うのもちょっとおかしいかも分かりませんが、先般、2月に速報値ということで平成27年度の国勢調査の集計を、最近結果の公表というのがありました。

徳島県の人口、昭和30年、約88万人から、いつとき80万台でずっと推移していたとされましたけども、減り続けて、平成27年度集計では75万6,063人、平成22年度からですと3.7パーセントの減少ということになっております。最近、この数年間は、毎年いろいろの減も含めて6,000人ずつ減っていきおるということで、10年したら6万人減る。もうちょっといったら、100年したら60万人減るということ、大変な状況でないかと思っております。

これに対して、いろいろと国も県も力を入れて人口減少の対策というのを多く進めておられます。その中で、国に対する要望がいろいろありますけれども、以前からあります地域少子化対策重点推進交付金の拡充を求めていますけれども、これに対する現状というか、推移についてお尋ねいたします。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま喜多委員から地域少子化対策重点推進交付金につきまして御質問を頂きました。現状について御説明いたします。

まず、この交付金でございますが、地域の実情に応じた結婚から子育てまでの切れ目ない少子化対策事業に対して交付される国の交付金でございます。県といたしましては、この交付金を財源といたしまして、例えば昨年度の実績でございますが、イクボス研修など13事業に対しまして交付金を約4,700万円活用しておりますところでございます。

#### 喜多委員

多くの金額ですけれども、できたらこれはもっと広げていろいろな面で使えるようなことを進めることによって少子化対策の一つになるのではないかと思います。

そのほか、乳幼児子供の医療費助成など、いろいろと国に対して要望して、それぞれ、今、地方が持っている負担の分を、できたら国がすることになってほしいと、続けて県のほうも要望してほしいと思っております。

それと、もう一つは、最近言われております、子供が減った上に子供の貧困対策、貧困家庭が非常にふえておるということでございます。ひとり親家庭の多くを占める母子家庭が就業率も8割とか高いようでございますけれども、平均所得は児童のいる世帯全体の4割にも満たないということで、その経済的な理由により高校進学率などにも影響を及ぼして、全体では70パーセントが大学へ進学する中であってひとり親家庭では42パーセント、特に児童養護施設等では23パーセントにとどまっているという現状の中で、これは最近、非常にひとり親家庭が増えていく中で大変なことだと思っております。

子供を育てているうちは本当に大変な中で、ひとり親家庭の御苦労は大変と思っておりますけれども、いろいろ相談を受ける中で、特に切実な問題が多いと思っております。

そのことについて本県における現状と対策についてお尋ねいたします。

#### 東條子ども・子育て支援室長

子供の貧困に関する御質問でございます。

まずは国の法律等の状況から申し上げますと、国におきましては、子供の貧困対策の推進に関する法律を平成25年6月に交付いたしまして、平成26年8月には子供の貧困対策に関する大綱が制定されております。本県におきましても、県の計画といたしまして、平成27年3月に、第2期徳島はぐくみプランにおきまして、国の大綱を勘案してこちらのほうを策定いたしましたところでございます。

県におきましては、こちらの計画の中で四つの柱に基づきまして貧困対策を進めることにいたしております。一つは就学・学習支援、二つ目が生活支援、3番目が就労の支援、4番目が経済的支援ということでございます。

本県の状況でございますけれども、国におきましては、子供の貧困率というのが平成25年、国民生活基礎調査におきまして、調査年限が平成24年ということでございますけれども、子供の貧困率は16.3パーセント、6人に1人が貧困という状況になっております。特に、そのうちいわゆるひとり親家庭の相対的貧困率は54.6パーセントという状況でございます。

こちらの数字につきましては国のデータでございます。各都道府県の率は示されてい

ないところではございますけれども、本県におきましても、特に、先ほど委員のほうからございましたひとり親家庭に対する対策が必要ということでございまして、平成26年8月につきましては、ひとり親家庭等実態調査を実施しておるところでございます。そちらによりますと、母子家庭の年間平均収入が218万円、こちら時点は違うんですが、平成25年の先ほどの国民生活調査における一般世帯が537万2,000円ということでございますので、そちらの約4割という状況でございます。

父子家庭におきましても、年間平均収入が262万円ということで、先ほどの一般世帯の収入からしまして約5割という形になっております。

その中で、ひとり親家庭の対策ということでございますけれども、特に、やっぱり生活の安定が大事だということで、特に保護者への就労支援につきまして、県として力を入れているところがございます。母子家庭等就労自立支援センター、こちら県の母子寡婦福祉連合会のほうに置かせていただいているところがございますけれども、昨年度からはこちらに就業支援専門員というのを特に1名配置するとともに、今年度につきましては、国の制度を活用した事業ではございますけれども、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業ですとか、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業などを新規事業として実施するとともに、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業等につきましても拡大をして、対策をしていくとしているところでございます。

#### 喜多委員

少子化対策の1つの重要な柱であろうと思います。今後とも制度改革、そして国に対する要望も続けていってほしいと要望しておきたいと思います。

もう一つの報告では、よく見ておるものでございますけれども、これはひとり親家庭ではないんですけれども、収入が生活保護基準以下ということで、全国的ですけれど、貧困状態にある世帯は1992年度で約70万世帯、5.4パーセント、これが2012年度には146万世帯、13.8パーセントということで、急激に増えております。これの対策も、本当に子供が欲しくても生活が苦しくて子供をつくれないう御家庭も、最近、この統計にありますように増えております。

これに関する徳島県の現状と対策についてお尋ねいたします。

#### 東條子ども・子育て支援室長

ただいま委員がおっしゃいました数値につきましては、山形大学の戸室准教授が研究を発表されたものでございます。こちらにつきましては、委員からもございましたが、生活保護の受給基準となる最低生活費以下で暮らす子育て世帯を貧困の状態にあると想定いたしまして、総務省の就業構造基本調査などの統計をもとに計算されたものであるということで、これによりますと、2012年の数字でございますけれども、全国は13.8パーセント、本県につきましては12.4パーセントという数字が出るというところでございます。

#### 喜多委員

徳島は全国の13.8パーセントより低いということで少しはホッとするんですけれども、全国的にも高いところは何か40パーセントぐらいということでもありますので、それに比べた

らええんですけれども、やはり平均ぐらいということですよ。

昔は収入が少なくても子供はたくさんおるという現状でありましたけれども、今は収入が少なかったら生きにくいという状態の中で、少子化の一つの本当に大きな要因でないのかと思います。これについても、国に対する働きかけと同時に、本県においても積極的に取り組んでほしいと思っております。

それと、他の委員会で出たかもわかりませんが、今回の補正で新規事業、とくしま新未来雇用創造プロジェクトということで、3億1,000万円、そして3年間で13億7,000万円ということで、国の補助も含めてですけれども、徳島の強みを生かした新成長戦略産業の振興で700人の雇用創出を実現ということで、新素材、健康・医療、地域資源ということで、これから3年間で新たな雇用を創造することを補正で上げております。

他の委員会で説明があったかもわかりませんが、できましたら、是非、また御説明をお願いしたいと思います。

#### 桑村労働雇用戦略課副課長

喜多委員のほうから御質問がありました「とくしま新未来雇用創造プロジェクト」の概要についてですが、産業政策と一体となった雇用創造事業であり、多くの地域で戦略産業として位置づけられ、かつ、安定的で良質な雇用を創出する業種である製造業を中心とした地域独自の取組を支援する、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクトに対し、本県からとくしま新未来雇用創造プロジェクトとして提案したところ、今年度から平成30年度までの3年間の計画が採択されたところであります。

これまでも、地域産業の振興として、各種取り組みをしてきたところではございますが、このプロジェクトを活用し、本県製造業の強みをさらに高めるとともに、雇用の創造のため、今後成長が期待される新素材、健康・医療、地域資源関連産業を新成長戦略産業に位置づけ、高機能素材の用途開発や国内外の展示会への出展支援等による事業拡大、都市圏での県内就職希望者とのマッチングなど、企業の開発・生産、及び新市場開拓、さらには人材の育成・確保などを総合的、体系的に支援していくこととしております。

3年間の総事業費といたしましては、約13億7,000万円であり、うち国からは8割が助成される予定となっております。また、3年間で700名の雇用創出を成果目標として取り組んでいくこととしております。

#### 喜多委員

何で徳島でおってくれんかというか、よそへ行ってしまうかというのは、やっぱり就労の場というか、働く場の確保というのが一番大切なことでないかと思います。よその大学に行って、そのままおってしまうということは、徳島で働く企業がないことが大きな要因でないかと思います。

そして、今回、説明いただきました新素材、健康・医療、地域資源ということで、本当に新たな取組で、私もすごく期待をしておる一人でございますけれども、昨日のクローズアップ現代、見られた方もあろうかもわかりませんが、「また歩けた！認知症も改善！期待の介護ロボット」ということで、介護が人手不足ということもあつたりで、海外でも非常に研究が進んでおると。日本にあつても、日本の企業の12社が積極的にこの介護

ロボットの開発に入っておるということで、昨日のテレビは宮川大助さんが脳こうそくで歩きにくくなったのがこの介護ロボットの足のところへ、ロボットというか、ASIMO君だけでなしに、人間の格好しとうだけでなしに、それぞれ部分的にロボット、自動で動くとか、人間の思うままに動く、着けておる人の思いのままに動くことが大事ということで、大助さんがこれを装着して実際に歩くということで、こんなすばらしい世界が、今まで歩けなんだんですけれども、足だけですけれども、そのロボットを着けることによって、自由に歩行ができる、平地を歩ける、こんな幸せなことないということで、昨日大助さんも本当に感動しておりました。昨日はたまたまだろうと思えますけれども、Hondaはロボットで一抜けておるようでございますけれども、有能な人が中心になって、いろいろな研究の開発を進めることによって、介護不足もこれから解消されていくということで、人間って歩くのが基本でありますけれども、その基本ができない人がたくさん増えてきておる中で、人手不足というのもこのロボットでこれから補うことができるということであろうと思えます。

話がもとに戻りますけれども、そういう意味で、できましたら、健康・医療ということでこのロボットの開発に取り組むことによって、新たな産業が生まれる。そしてこれから世界的に今の何百倍という需要も増えてくるというお話がありましたので、これは要望だけですけれども、ぜひとも県も目玉の1つとして介護ロボットにも、何かきっかけが要すると思っておりますけれども、HondaなりToyotaなりで開発する一助が、県のこの事業でできたらええなと思っております。ぜひとも進めていってほしい一つであります。

次に、1億総活躍社会の実現ということで、雇用も大事でありますけれども、やはり教育というのは、徳島県で教育が進んどうけん、ほな徳島へ移住しようかというような、秋田とかの教育先進県は進んでおるようでございますけれども、徳島においても、新しく徳島教育大綱の策定をして、これからも新たな視点で教育を進めていくか、それと、人口減少、休校、廃校が増える中で、いろいろな学校のモデルをこれから進めていこうという話を、平成25年度から始めておるようでございます。その現状についてお尋ねいたします。

#### 後藤学校教育課長

徳島発というか、徳島のモデル事業、小中一貫教育「徳島モデル」調査研究事業というのが平成25年文部科学省の委託を受けて始まりまして、当時はパッケージスクール、同じ敷地の中に小中学校があるモデル事業なんですけど、牟岐町の牟岐小中学校、それからチェーンスクールと申しまして、中学校区を中心に中学校とか近隣の小学校が連携して教育を進めるものが阿南市の椿町中学校、椿小学校でモデル事業が始まりました。その後、平成27年度からは総務省の助成を受け、小中一貫教育徳島モデル推進事業に移行いたしまして、現在はパッケージスクールが2地域、それからチェーンスクールが4市町5地域で展開されております。

この事業は、小規模化した小学校、中学校が連携して教育の質を維持する、保証する、さらには高めていこうという事業でありまして、それぞれの地域において、徐々に成果が上がっているところです。

今後は、それを県下全域に広げていって、小規模化する小中学校が連携して教育の質を保証できるように市町村教員とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

### 喜多委員

徳島モデルということで、パッケージスクール、チェーンスクールがさらに広がっていったということで、徳島の現状、少子化、そして減っていく学校の中で、大切な、大事な進め方でないかと思います。

話が前後しますけれども、最近の県内の休校、廃校って、現状どないなっておりますでしょうか。

### 後藤学校教育課長

小中学校の廃校、休校の状況なんですけれども、本県の公立小中学校の休校数は、平成24年度で67校ということで、全国でもかなり多い数でございました。最新の数字としては、平成27年度のものになりますが、26校ということになっております。

それから、廃校数につきましては、平成24年度から平成27年度にかけての調査におきまして、公立小中高等学校も含めてですが、79校となっております。最新の数字では93校ということになっております。

### 喜多委員

これは平成24年度で67校で、平成27年度で26校、減ったんですね。それともこれが減って、廃校が増えたということになるんですか。

### 後藤学校教育課長

本県の状況としましては、生徒数が減少した場合に休校の状態であれば児童・生徒の数が復帰する見込みがないかどうか、その状況を確認してから廃校に移るという形になっておりますので、平成24年度、67校の休校の状態でしたけれども、そのうちかなりの学校が廃校という措置をとって、現在、26校になっているという状況です。

### 喜多委員

全国のトップレベルを走っていくこの休校、廃校、本当に残念なことではないのかと思いますけれども、現実はいかんともしがたい中で、表現が悪いかも分かりませんが、できるだけ休校、廃校にならんような教育計画というか、せつかくこの教育大綱を決めた中で、将来を見据えた学校の配置、もちろんこれは市町村でありますので、直接は関与していないかも分かりませんが、将来、10年、20年先を見据えた指導もしてほしいと要望しておきたいと思います。

トータルいたしまして、これから減り続けるであろう人口について、今まで以上に全庁一丸となって、そして国に要望することは要望して、徳島県の、これは全国に先駆けて、人口減少が進んでいくことのないように頑張してほしいと要望して、終わります。

### 来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月31日水曜日から9月2日金曜日までの三日間の日程で実施することとし、内容としましては、次世代人材育成対策及び少子高齢化対策に関する先進的な取組等を調査するため、北海道及び東京方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それではさよう決定いたします。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時50分)